

(仮称) ふれあい安心名簿条例 (素案)

「名簿」は、地域団体などにおいて作成、利用され、災害発生時の緊急連絡や日常の情報交換など地域コミュニティに重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年では、「個人情報の保護に関する法律」の施行などにより個人情報やプライバシーの保護が重視されるあまり、いわゆる「過剰反応」が起こり、その結果、個人情報や名簿を「出さない・扱わない・作らない」という社会風潮が、一部見受けられます。

このことは、まちづくりの重要な要素である、災害発生時の市民の安全確保や地域コミュニティの推進の観点からも、憂慮すべき事態であると考えます。

このような状況を踏まえ、箕面市は、自治会やPTAなどさまざまな地域団体において、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急連絡等に必要かつ有用である「名簿」を安心して作成し利用できるための環境整備を進めます。

より多くの地域団体が、主体的に名簿づくりを進めていただくことを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域団体の活動の活性化及び災害その他緊急時の連絡において有用な名簿を市民が安心して作成し、及び利用することができる手続の基準を定めることにより、市民活動を促進するとともに、地域社会における市民の社会連帯を深め、市と地域社会との協働を図り、安全なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) ふれあい名簿 この条例に定める基準に基づいて作成し、及び利用する名簿
- (2) 名簿情報 地域団体の構成員の氏名、住所、連絡先等の個人情報その他の記述等により個人を識別することができる情報で、名簿に記載するもの
- (3) ふれあい名簿作成者 ふれあい名簿を作成する地域団体

- (4) ふれあい名簿利用者 ふれあい名簿作成者から当該名簿を受け取った者
- (5) ふれあい名簿登載者 名簿に名簿情報を記載される当該個人
- (6) 地域団体 市内の自治会、PTAその他市内に事務所を有する団体若しくは主な活動場所が市内である団体又は構成員の半数以上が市内に在住、在学若しくは在職している団体。ただし、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び市長がこの条例の目的に合わないとする団体を除く。
- (7) 認証記号 ふれあい名簿に付することのできる記号

（適用範囲）

- 第3条 この条例の規定は、この条例に定める基準に基づいて名簿を作成し、及び利用する場合について適用し、当該基準に基づかない名簿の作成及び利用を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、主に営利目的に使用される名簿は、この条例を適用しない。

（市の機関が作成する名簿）

- 第4条 市の機関が第1条の目的を達成するために市民と共有する名簿を作成する場合は、この条例に定める基準に基づいてふれあい名簿を作成することができる。

（市長の責務）

- 第5条 市長は、この条例の目的を達成するため、名簿情報の適正な取扱いが確保されるとともに、ふれあい名簿作成者が安心してふれあい名簿を作成するための施策を推進しなければならない。

（名簿作成の要項）

- 第6条 認証記号を付そうとするふれあい名簿作成者は、名簿情報の収集その他この条例に定める基準に基づきふれあい名簿を作成し、又は利用するために必要な手続等を定めた要項を作成しなければならない。この場合において、当該ふれあい名簿作成者は、3年を超えない範囲内においてふれあい名簿の有効期限を定めなければならない。
- 2 市長は、ふれあい名簿作成者が前項に定める要項を作成するための指針となる要項及び具体の手続を例示しなければならない。

(名簿情報の収集の基準)

- 第7条 ふれあい名簿作成者は、名簿情報を収集しようとするときは、ふれあい名簿の利用目的、記載する名簿情報の項目及びふれあい名簿の配付先を定め、あらかじめふれあい名簿登載者に知らせなければならない。
- 2 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿に記載することについてふれあい名簿登載者から同意を得たうえで、ふれあい名簿登載者から名簿情報を収集しなければならない。
 - 3 ふれあい名簿作成者は、当該ふれあい名簿の利用目的に必要な名簿情報以外の情報を収集してはならない。

(ふれあい名簿管理者の設置)

- 第8条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者の中からふれあい名簿管理者を選任しなければならない。
- 2 ふれあい名簿管理者は、ふれあい名簿登載者からの名簿情報の取扱いに関する問合せや相談等があったときは、当該ふれあい名簿登載者に必要な助言等を行うものとする。
 - 3 ふれあい名簿作成者は、作成したふれあい名簿に、ふれあい名簿管理者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(認証の申請手続等)

- 第9条 認証記号を付そうとするふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿の内容が確定したときは、市長に名簿情報を収集した経過の分かる書類を提示し、認証を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該ふれあい名簿の作成手続がこの条例の基準に適合するかどうか確認し、適合すると認めるときは、番号を付した認証記号を交付するものとする。
 - 3 市長は、前項の認証記号を交付したときは、認証記号交付登録簿に必要な事項を記録するものとする。
 - 4 市長は、前項の認証記号交付登録簿に記録した事項を公表しなければならない。
 - 5 ふれあい名簿作成者は、第1項の申請内容に変更があったときは、市長に当該変更内容を届け出なければならない。

(認証記号の取消等)

第 10 条 市長は、ふれあい名簿又は名簿情報の取扱い等がこの条例に定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項に定める認証を取り消したときは、当該取り消しを受けたふれあい名簿を認証記号交付登録簿から削除しなければならない。

(名簿情報の訂正等の基準)

第 11 条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者から名簿情報の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の申出があつたときは、当該名簿情報の訂正等を行わなければならない。ただし、既に配付したふれあい名簿について、全ての配付先に当該訂正等の内容を通知するときは、この限りでない。

(名簿配付の基準)

第 12 条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者以外の者又はふれあい名簿の利用目的を超えて、ふれあい名簿を配付してはならない。

2 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿を配付しようとするときは、ふれあい名簿に適正な利用及び管理に関する事項を記載するなど、ふれあい名簿利用者に周知しなければならない。

3 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿を配付したときは、当該ふれあい名簿の配付先を記録しておかなければならない。

(名簿利用及び管理の基準)

第 13 条 ふれあい名簿利用者(ふれあい名簿作成者を含む。(以下「ふれあい名簿利用者等」という。))は、ふれあい名簿の利用目的以外にふれあい名簿を利用してはならない。ただし、災害その他の緊急時における人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、かつふれあい名簿登載者から同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 ふれあい名簿利用者等は、名簿情報を当該ふれあい名簿登載者以外に漏らしてはならない。

3 ふれあい名簿利用者等は、名簿情報が他に漏洩しないよう、ふれあい名簿及び名簿情報を適正に管理しなければならない。

4 ふれあい名簿利用者等は、前3項の規定に定めるもののほか、ふれあい名簿に記載されたふれあい名簿の適正な利用及び管理に

関する事項を遵守し、ふれあい名簿を適正に利用し、及び管理しなければならない。

(名簿回収及び処分の基準)

- 第14条 ふれあい名簿作成者は、当該ふれあい名簿が必要でなくなったときは、配付した全てのふれあい名簿を回収するか、又は全ての配布先に必要でなくなった旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき回収したふれあい名簿及びふれあい名簿作成者が保管していたふれあい名簿は、適正に処分しなければならない。ただし、地域団体の履歴を記録するためにふれあい名簿を保存する必要があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の通知を受けた者は、当該ふれあい名簿を適正に処分しなければならない。

(法的責任の告知)

- 第15条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿利用者がふれあい名簿の利用目的を超えて、この条例又は関係法令に違反する行為その他個人情報に関する不正な取扱いを行ったときは、当該ふれあい名簿利用者は当該違反行為又は不正取扱いについて、法的責任があることを作成するふれあい名簿に記載しなければならない。

(助言、相談等)

- 第16条 市長は、名簿情報の収集並びにふれあい名簿の作成、管理及び処分に関する基準について、ふれあい名簿管理者から相談があったときは、その相談に応じ、必要な助言をするものとする。
- 2 市長は、ふれあい名簿利用者からふれあい名簿又は名簿情報に係る苦情その他ふれあい名簿の不正利用等についての申出があったときは、当該ふれあい名簿管理者に対し、適切な措置を迅速に講じるよう指導するとともに、措置に関する相談に応じるものとする。

(委任)

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。